

阪南市下水道事業経営戦略策定審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阪南市下水道事業経営戦略策定審議会条例（令和元年阪南市条例第 10 号）の施行について、必要な事項を定める。

(委員構成)

第 2 条 阪南市下水道事業経営戦略策定審議会（以下「審議会」という。）の委員構成は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験のある者 3 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内

(意見の聴取)

第 3 条 会長が必要と認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和元年 9 月 26 日から適用する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。